

平成29年第1回（追加）

瑞浪市議会定例会議案

平成29年3月14日

目 次

| | | |
|----------|-----------------------------------|---|
| 議第 3 5 号 | 瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 1 |
| 議第 3 6 号 | 工事請負契約の締結について…………… | 4 |

議第 3 5 号

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 1 4 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第 1 条 瑞浪市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項又は第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第 3 5 条の 2 第 6 項」を「附則第 3 5 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第 3 5 条の 3 第 1 5 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第 3 5 条の 2 の 2 第 5 項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 1 項若しくは第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 1 項」を「附則第 3 5 条の 2 の 6 第 1 5 項又は第 3 5 条の 3 第 1 3 項若しくは第 1 5 項」に改め、「附則第 3 5 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 1 4 4 号）第 8 条第 2 項（同法第 1 2 条第 5 項及び第 1 6 条第 2 項において準用する場合を含む。第 2 0 条第 1 項第 1 号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項（同法第 1 2 条第 6 項及び第 1 6 条第 3 項において準用する

場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第20条第1項第1号中「、また」を削り、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

第2条 瑞浪市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「26万5千円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

第3条 瑞浪市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項第1号中「平成25年法律第27号」を「平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。」に改める。

第25条の3第2項に次のただし書を加える。

ただし、番号利用法第22条第1項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号利用法第2条第8項に規定する特定個人情報の提供を受けられるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日から、第3条の規定は平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定（瑞浪市国民健康保険条例第13条第1項の改正規定中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第20条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える部分及び同条例第20条第1項第1号の改正規定中「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分を除く。）による改正後の瑞浪市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 36 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約の締結をしたいので、瑞浪市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 8 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 3 月 14 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 稲津幼稚園大規模改修・保育室増築工事 |
| 2 工事場所 | 瑞浪市稲津町小里 地内 |
| 3 工事概要 | 鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ床面積 既設 894.15 m ² 、増築 114.80 m ² 建築工事、電気設備工事、機械設備工事 |
| 4 契約の方法 | 一般競争入札 |
| 5 契約金額 | 176,820,840 円 |
| 6 契約の相手方 | 瑞浪市南小田町 3 丁目 306 番 板垣建設株式会社 瑞浪支店 支店長 越智 剛 |

